

測量・建設コンサルタント等の
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和 7 年 3 月
大阪府環境農林水産部

測量機器の所有の確認について

大阪府環境農林水産部では、令和 7 年 4 月 1 日以降に公告する測量調査業務において、下記のとおり業務で使用する主たる測量機器の所有について確認することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 入札参加資格要件に、業務で使用する主たる測量機器の所有（ファイナンスリースを含む。）について求めます。

※ レンタル（機器の一時使用）・共同所有は認めません。

2. 落札候補者になった場合、事後審査資料提出時に次のものを提出してください。

(1) 「測量機器の保有状況」（第 4 号様式）

(2) 「測量機器の写真」（第 5 号様式）・・・機種ごとに必要です。

※ 製造番号が測量機器に記載されていない場合は、写真に替えて保証書の写しを提出してください。

(3) 検定証明書の写し

※ なお、基準点測量の 1 級、2 級以外で補足的に G P S 測量器を使用する場合は、同機器の「測量機器の保有状況」（様式 4）への記入は不要です。

提出書類に疑義が生じた場合は、事情聴取及び必要により立入調査を行うことがあります。

問い合わせ先 環境農林水産部 環境農林水産総務課 契約・金融グループ 電話 0 6 - 6 2 1 0 - 9 6 2 3 （内線 2 7 2 7）
